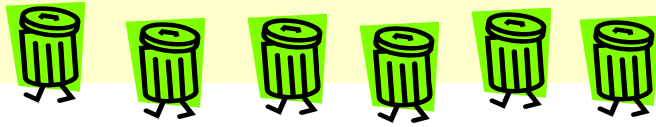


ごみ搬入量の推移はどうなっているの？



単位:トン

	平成21年度	平成22年度 (各年度4月～2月まで)	平成23年度
青梅市	29,156.31	28,705.19	28,950.16
福生市	12,075.83	11,638.69	11,597.51
羽村市	11,077.85	11,029.35	11,179.79
瑞穂町	7,838.29	7,521.55	7,682.72
構成市町計	60,148.28	58,894.78	59,410.18
広域支援	0.00	2,236.44	0.00
合計	60,148.28	61,131.22	59,410.18

平成 23 年度に構成市町から搬入された燃やせるごみの量は、59,410.18 トンで、前年度同期と比べ 515.4 トン、0.9% の微増となっています。この主な要因は、昨年 9 月の大型台風の影響により収集時等に燃やせるごみの中に雨水が混入し、水分量が増加したことによるものと推測しています。

また、平成 22 年度の広域支援は、多摩川衛生組合（構成市：稲城市・狛江市・府中市・国立市）の施設故障に伴い、2,236.44 トンのごみを受け入れた結果です。

西多摩衛生組合は公害防止協定をしっかりと守っています！

■ 排ガス測定結果 下の表は、平成 23 年 7 月から現在までの排ガス測定の結果です。すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定値を下回っています。

項目	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類
単位	ppm	ppm	g/m <sup>3</sup> (N)	ppm	mg/m <sup>3</sup> (N)	ng-TEQ/m <sup>3</sup> (N)
法規制値	(約440)	250	0.08	430	—	1
公害防止協定規制値	30	50	0.02	25	—	0.5
公害防止協定目標値	10	40	0.01	10	0.05	0.1
1号炉	H23. 7. 26	<1	17	0.003	5	0.005
	H23. 10. 24	<1	33	< 0.001	6	—
	H24. 2. 6	—	—	—	—	分析中
2号炉	H23. 7. 9	<1	19	< 0.001	6	—
	H23. 10. 12	<1	20	< 0.001	6	< 0.005
	H24. 1. 12	<1	21	0.004	8	—
	H24. 2. 29	分析中	分析中	分析中	分析中	分析中
3号炉	H23. 8. 30	<1	25	< 0.001	6	0.008
	H23. 12. 6	<1	18	0.002	5	—
	H24. 2. 13	<1	12	0.002	6	< 0.005

■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果 単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

採取日	H21. 12. 10~ H21. 12. 11	H22. 12. 14~ H22. 12. 15	H23. 12. 19~ H23. 12. 20
採取場所			
環境基準値	0.6		
羽村市立羽村第三中学校	0.031	0.035	0.022
羽村市立松林小学校	0.020	0.042	0.019
羽村市立あさひ公園	0.024	0.034	0.017
瑞穂町立瑞穂第四小学校	0.024	0.044	0.020
瑞穂町富士見公園	—	—	0.025 ※1
瑞穂町むさしの会館	0.025	0.038	—

左の表は、西多摩衛生組合周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果（12月測定分）です。測定は、24時間の試料採取による測定結果で、各地点とも環境基準値を下回っています。

また、瑞穂町内の測定場所については、平成23年度より、『瑞穂町むさしの会館』から『瑞穂町富士見公園』に変更しています。

※1 富士見公園の測定日は、H23.12.20～H23.12.21までの結果です。

編集・発行 西多摩衛生組合 2012年3月発行【No.12】

（構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）

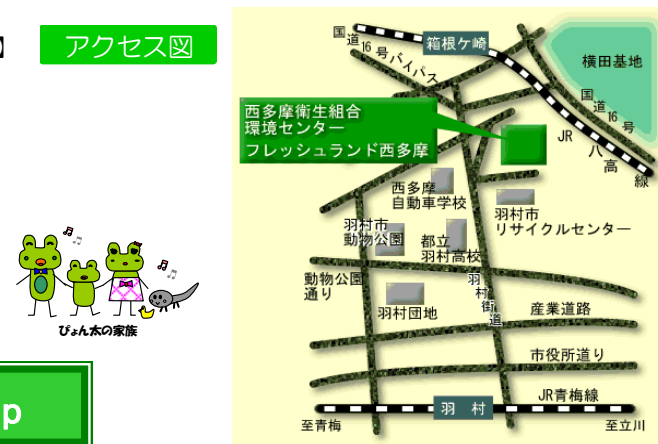
■ 西多摩衛生組合環境センター

住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4 2 3 5  
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426

■ フレッシュランド西多摩

住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4 2 2 5  
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288

アクセス図



西多摩衛生組合

2012年3月発行  
No.12



東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方において膨大な量の災害廃棄物が発生しました。被災地では、この瓦礫（がれき）の処理が進まず、復興に向けて大きな障害となっています。

このような状況下、国は全国的な広域処理を進めるため都道府県に対し災害廃棄物の受入処理について協力要請をしています。また、東京都では災害廃棄物処理支援を効率よく実施できるよう、都独自の事業スキーム（計画）を策定しました。

西多摩衛生組合におきましても、構成市町（青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町）の意思決定のもと、被災地のより早い復旧・復興に支援協力するため、東京都の事業スキームに参加し、宮城女川町の災害廃棄物を受け入れる方針です。

平成24年3月現在、具体的な受入時期および搬入日程などは決定していませんが、当組合では災害廃棄物の受け入れに際し、組合周辺住民の皆さまに対する説明会を開催する準備を進めています。

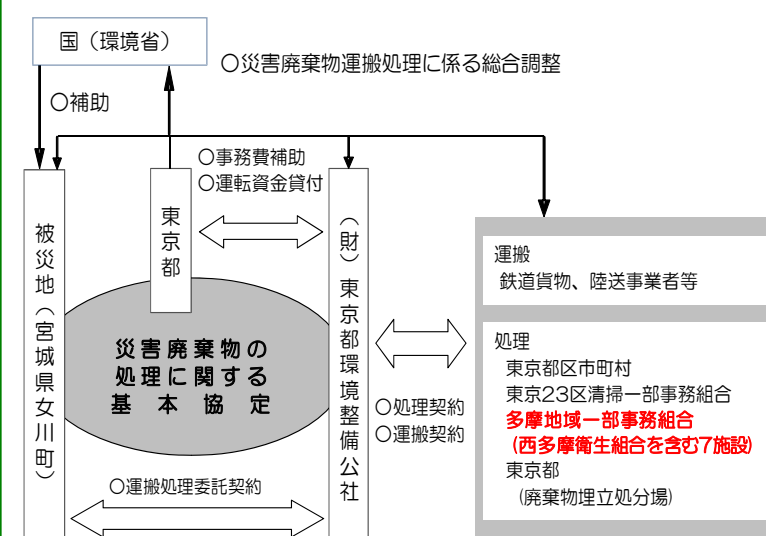
説明会開催後、焼却灰の搬出先である東京たま広域資源循環組合での受け入れが確認されたのち、災害廃棄物の焼却処理支援を開始する予定です。

東日本大震災で発生した宮城県の災害廃棄物は、同県で1年間に排出される一般廃棄物の19年分にも上ることから、被災地だけでの全量処理は場所や時間の制約により限界があります。

より早い被災地復興支援のため、皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

東京都の災害廃棄物受入処理の事業スキーム

■ 東京都の災害廃棄物受入事業（しくみ）

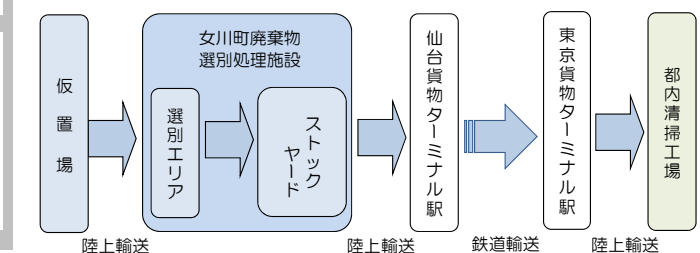


平成24年3月1日、都は国に対し、被災地復興の鍵である災害廃棄物の広域処理推進のため、国の処理責任の明確化、国による受入体制整備など3項目について提言を行いました。

■ 受け入れる災害廃棄物

搬出場所	宮城県女川町石浜(女川町廃棄物選別処理施設)	
災害廃棄物の種類、量	可燃性廃棄物(木くず等)	約100,000トン
災害廃棄物の組成	木くず約80%、プラスチック約14%、その他約6%	
搬出期間(予定)	平成23年12月から平成25年3月まで	
運搬方法	鉄道貨物輸送、陸送	
処理方法	都内自治体で焼却処分	

■ 運搬方法



- 震災に伴う東京緊急対策2011（平成23年5月27日）の中で、災害廃棄物を受け入れる考えを示しました。
- 東京都議会（平成23年6月定例会）では、受入支援のための補正予算が全会一致で承認されました。